

津波・河川氾濫・高潮に対する避難計画



平成 28 年 7 月 策定

令和 5 年 3 月 改定

泉佐野市

目次

第1編 総則	1
1.1 計画の目的	2
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の修正	2
1.4 避難行動の考え方	2
1.5 用語の定義	4
第2編 津波避難計画	5
第1章 避難対象地区の設定	6
1.1 津波浸水想定区域	6
1.2 避難対象地区	7
1.3 避難困難地区	9
第2章 避難場所・避難路の設定	11
2.1 緊急避難場所	11
2.2 津波避難ビル	11
2.3 避難路	14
第3章 災害時の対応	15
3.1 職員の参集・配備体制	15
3.2 情報の収集	16
3.3 避難指示の発令	17
3.4 情報の伝達	19
3.5 陸間の閉鎖	20
3.6 避難誘導	21
第3編 河川氾濫避難計画	23
第1章 避難対象地区の設定	24
1.1 河川氾濫浸水想定区域	24
1.2 避難対象地区と避難対象者数	26
第2章 避難場所・避難経路の設定	28
2.1 避難場所	28
2.2 避難経路	31
第3章 災害時の対応	39
3.1 職員の参集・配備体制	39
3.2 情報の収集	40
3.3 避難指示等の発令	42
3.4 情報の伝達	44

3.5 避難誘導.....	46
第4編 高潮避難計画	47
第1章 避難対象地区の設定	48
1.1 高潮浸水想定区域	48
1.2 避難対象地区と避難対象者数.....	49
第2章 避難場所・避難経路の設定	51
2.1 避難場所.....	51
2.2 避難経路.....	54
第3章 災害時の対応	57
3.1 職員の参集・配備体制.....	57
3.2 情報の収集.....	58
3.3 避難指示等の発令	59
3.4 情報の伝達.....	62
3.5 避難誘導.....	64
第5編 共通編.....	65
第1章 平常時の対応	66
1.1 避難誘導対策	66
1.2 防災教育・啓発.....	66
1.3 避難訓練.....	67
第2章 その他留意事項	68
2.1 来訪者への避難対策	68
2.2 避難行動要支援者の避難対策.....	68
第6編 地区別避難計画（地区別ハザードマップ 平成28年7月作成）	69
1.1 地区別避難計画の作成概要	70
1.2 新町地区.....	76
1.3 春日地区.....	78
1.4 旭町地区.....	80
1.5 鶴原地区.....	82
1.6 下瓦屋地区.....	84
1.7 湊地区	86
1.8 上瓦屋地区.....	88
1.9 中庄地区.....	90
第7編 地区別避難計画（コミュニティタイムライン 令和4年9月作成）	93
1.1 地区別避難計画（コミュニティタイムライン）の作成概要	94

1.2	鶴原町	95
1.3	中庄	97
1.4	上瓦屋町	99
1.5	下瓦屋町	101
1.6	湊	103
1.7	郷田町	105
1.8	檜井東町	107
1.9	岡本町	109
1.10	檜井西町	111
1.11	羽倉崎町	113
1.12	松原町	115
1.13	松原団地	117
1.14	笠松町	119
1.15	野出町	121
1.16	元町	123
1.17	西本町	125
1.18	本町	127
1.19	春日町	129
1.20	新町	131

第 1 編 総則

- 1.1 計画の目的
- 1.2 計画の位置づけ
- 1.3 計画の修正
- 1.4 避難行動の考え方
- 1.5 用語の定義

1.1 計画の目的

本計画は、泉佐野市地域防災計画に基づき、今後予想される「南海トラフ巨大地震」による津波の発生や河川氾濫・高潮に備え、本市における津波・河川氾濫・高潮に対する避難対策の基本的な事項を定めるとともに、地域別に避難方策を明確化することにより、津波や河川氾濫等から住民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動を実施することを目的とする。また、市民や各団体等の避難対策の指針とすることも目的とする。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「泉佐野市地域防災計画」の下位計画と位置づけ、泉佐野市地域防災計画に定める災害応急対策のうち、地震・津波発生直後から津波終息までの期間、風水害時の河川氾濫・高潮のおそれがある期間における住民等の生命、身体の安全を確保するための応急対策に関して定めるものである。

なお、避難指示等の判断や発令に関しては別途「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」に定めるものとし、本計画は、津波や河川氾濫等から命を守るための迅速かつ的確な避難という観点から作成を行う。

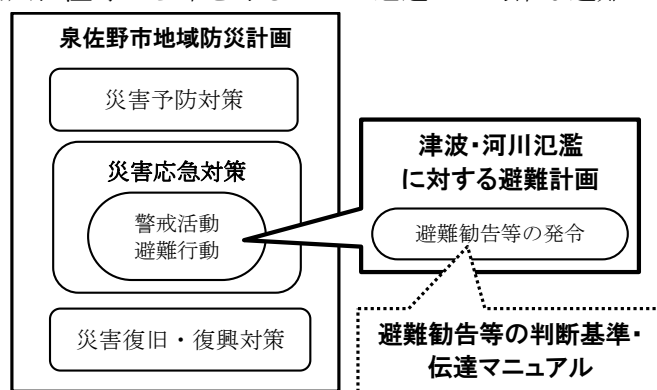


図 1-1 計画の位置づけイメージ図

1.3 計画の修正

本計画は、最新の科学的知見による津波被害想定の更新や土地条件、社会的状況などの変化に合わせて、必要に応じて計画の修正を行うものとする。

直近の修正については、

- ① 河川氾濫及び高潮の浸水想定区域が大幅に見直しになったこと
 - ② 水害や土砂災害などに関する災害情報である「警戒レベル」について、令和3年4月に災害対策基本法が改正され、5月から新たな避難情報を用いて伝えることになったこと
- により、行われたものである。

1.4 避難行動の考え方

津波と河川氾濫・高潮の避難行動について整理を行う。

<津波避難>

津波からの避難は、津波の浸水が予想される地域の外へ出る立ち退き避難を基本とし、逃げ遅れた場合等には避難ビル等の堅固な高層建物へ避難することとする。

<河川氾濫避難>

河川氾濫からの避難は、川沿いや低地など深い浸水が想定される地域は、災害発生前に避難所や近隣の高層建物など安全な場所へ立ち退き避難をすることを基本とする。

また、床下浸水程度の浅い浸水想定地域や屋外への避難が危険な状況では、建物内の 2 階以上など安全な場所へ移動する等の垂直避難をすることも避難の一つとする。

<高潮避難>

高潮からの避難は、高潮の浸水が予想される地域の外へ出る立ち退き避難を基本とし、災害発生前に、高潮浸水想定区域外にある避難所や近隣の高層建物など安全な場所へ立ち退き避難をすることとする。

また、床下浸水程度の浅い浸水想定地域や屋外への避難が危険な状況では、建物内の 2 階以上など安全な場所へ移動する等の垂直避難をすることも避難の一つとする。

1.5 用語の定義

本計画において、使用する用語の定義は以下の通りとする。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
津波浸水想定区域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
河川氾濫浸水想定区域	見出川、佐野川、樫井川が氾濫した場合に浸水する範囲をいう。
高潮浸水想定区域	高潮が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
避難対象地区	津波や河川氾濫の浸水が予想される地域を基本に、災害が発生した場合に避難が必要な地域をいう。
注意喚起対象地区	想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることから、避難の注意喚起を行う地区をいう。 この地区の住民は災害情報の収集に努め、必要な場合は避難をする。
避難困難地区	津波の到達時間までに、避難対象地区外の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。
緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所をいう。
避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。
避難目標地点	自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。
津波避難ビル	避難困難地区の避難者や逃げ遅れた者が緊急に避難する建物で、市が指定するものをいう。
避難路	避難する場合の道路で、市が指定に努める。
避難経路	避難する場合の経路で、住民（自主防災組織）等が設定するものをいう。

（参考：消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成 25 年 3 月）